成年後見制度利用促進計画素案

はじめに 3

１　計画策定の主旨 3

２　計画の位置づけ 3

（１）法令上の根拠 3

（２）広域計画としての性格 3

（３）権利擁護支援の取組としての計画策定 4

（４）他の市町福祉計画との関係 4

（５）国の次期利用促進基本計画との関係 4

３　計画の対象期間 5

４　計画策定体制 5

第１章　成年後見をとりまく現状と課題の整理 6

第１節　当区域における高齢者・障害者の動向 6

第1項　高齢者の状況 6

第２項　障害者の状況 7

第２節　成年後見制度の利用促進にかかる現状と課題 9

第１項　国の現状と課題 9

第２項　当区域における現状と課題 10

第3項　市町における地域のネットワークの現状 16

第２章　権利擁護支援の望ましい姿とそこからの距離 20

第１節　国の示す姿～基本的な考え方（めざす姿） 20

第１項　地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 20

第２節　当区域の計画でかかげるめざす姿 26

第１項　基本的な考え方 26

第２項　尾張北部権利擁護支援センターの位置づけ 26

第3章　国の次期基本計画に照らした当区域における課題 29

第１節　現行計画における地域連携ネットワークの取組との距離 29

第２節　次期計画における地域連携ネットワークの取組方針との距離 30

第１項　多様な主体による権利擁護支援の機能強化 31

第２項　本人のための成年後見制度の運用改善等 36

第４章　当区域における権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築の取組 ...38

第５章　計画の推進体制 40

第１節　育てていく計画 40

第２節　実施計画としての尾張北部権利擁護支援センター事業計画 40

第3節　進捗確認・推進の方法 40

巻末参考資料（添付省略） 41

はじめに

１　計画策定の主旨

本計画は、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町（以下、「尾張北部区域」という[1]。）において、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成２８年法律第２９号。以下、「成年後見制度利用促進法」という。）の趣旨に則り、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合う共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、策定するものである。

２　計画の位置づけ

（１）法令上の根拠

成年後見制度利用促進法第１４条

> 第１４条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
>
> ２　略

（２）広域計画としての性格

尾張北部地域においては、２０１８（平成３０）年４月から尾張北部権利擁護支援センターを共同設置し、２０２０（令和元）年４月には同センターを成年後見制度利用促進法及び成年後見制度利用促進基本計画（平成２９年２月１９日閣議決定。以下、「利用促進基本計画」という。）における中核機関と位置づけることとした。

このように、尾張北部地域における成年後見制度の利用促進については、４市町が協力、連携して取り組んでいるため、国の求める市町の区域における利用促進計画につい

---

[1] 愛知県の定める老人福祉圏域及び障害保健福祉圏域にあっては、「尾張北部圏域」は小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の４市町のほかに、春日井市、犬山市、江南市の合わせて７市町をもって構成しているが、ここでは、本計画の対象となる区域を構成する４市町をもって、「尾張北部区域」又は「当区域」と呼ぶことにする。

て広域で策定することとした。

（３）権利擁護支援の取組としての計画策定

本計画は、成年後見制度の利用促進にかかる計画であるが、国の利用促進基本計画の「全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する」という目標を念頭に、成年後見制度の利用促進にとどまらない権利擁護支援の取組にまで検討の範囲を広げている。

（４）他の市町福祉計画との関係

成年後見制度は、認知症のある人、知的障害のある人、精神障害のある人を主な対象とし、また、地域の人の互助、共助によって支えられ暮らしていくことから、高齢者保健福祉計画・介護保険計画、障害福祉計画及び地域福祉計画との連動が求められる。

表はじめに－１

<table>
<tr><td>2019</td><td>2020</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td><td>2027</td><td>2028</td></tr>
<tr><td>令元</td><td>令２</td><td>令３</td><td>令４</td><td>令５</td><td>令６</td><td>令７</td><td>令８</td><td>令９</td><td>令10</td></tr>
<tr><td colspan="10">地域福祉計画（４市町それぞれの時期期間で策定）
小牧市　現行H29-R5　次期R6-R12
岩倉市　現行H30-R4　次期R5-R9
大口町　扶桑町　未策定</td></tr>
<tr><td colspan="3">2018～第7期</td><td colspan="3">第８期高齢者保健福祉計画・介護保険計画</td><td colspan="3">第９期高齢者保健福祉計画・介護保険計画</td><td>第10期（～2029）</td></tr>
<tr><td colspan="3">2018～第5期</td><td colspan="3">第６期障害福祉計画</td><td colspan="3">第７期障害福祉計画</td><td>第８期（同）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="6">当地域成年後見制度利用促進計画</td><td>第２期</td></tr>
<tr><td colspan="3">2018～第１期基本計画</td><td colspan="6">第２期成年後見制度利用促進基本計画</td><td>第３期？</td></tr>
</table>

（５）国の次期利用促進基本計画との関係

国は、成年後見制度利用促進専門家会議において、２０２２（令和４）年３月を目途に次期利用促進基本計画を策定作業中であり、本計画の策定過程と並行して進んでいる。２０２１年７月３０日付で、「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」（以下、「中間のとりまとめ」という。）が公表されている。

国においては、次期利用促進基本計画策定に向け議論が継続中であるが、本計画においては、国の方向性については中間とりまとめの段階のものをベースとして整理をして

いる。

３　計画の対象期間

２０２２（令和４）年４月１日からおおむね５年間

国の次期利用促進基本計画は、令和４年４月からおおむね５年間を計画期間として策定される見込みであるため、本計画についても、対象期間を２０２２年４月からとおおむね５年間とし、適宜見直しを行う。

４　計画策定体制

２０２０年度から「小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会」（以下、「利用促進計画策定委員会」という。）を組織し、計画策定を行ってきた。（委員構成は、巻末参考資料１）

第１章　成年後見をとりまく現状と課題の整理

第１節　当区域における高齢者・障害者の動向

第１項　高齢者の状況

尾張北部地域の人口は、259 千人である。高齢化率の平均は、25.0%であり、愛知県の高齢化率は、25.1%である[2]ので、ほぼ同程度であるが、市町別にみると、高齢化率の最も低い大口町は 22.9%、最も高い扶桑町は 26.2%と差は大きい。後期高齢者の割合についても同様となっている。

認知症の 65 歳以上高齢者の有病率は、2020 年で 17.2%と見込まれている[3]ので、単純に高齢化率とかけ合わせると、4.3%となり、認知症の人はほぼ 23 人に一人の割合となる。今後、有病率、高齢化率も上昇が見込まれているので、さらに認知症の人は増加していくと考えられる。

表１－１　４市町の人口及び高齢者の状況（２０２１年４月現在、各市町調べ）

項目	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
人口(人)	151,920	47,922	24,310	34,920	259,072
高齢者人口(人)	37,807	12,204	5,578	9,147	64,736
高齢化率(%)	24.9	25.5	22.9	26.2	25.0
後期高齢者人口(人)	18,816	6,248	2,883	4,934	32,881
後期高齢者率（%）	12.4	13.0	11.9	14.1	12.7

高齢者世帯の状況にも、各市町の特色がうかがえる。２０１５（平成２７）年の国勢調査の結果によれば、大口町は低い高齢化率を反映して、高齢者のいる世帯の割合も 33.5%である。一方、扶桑町は高齢化率の高さも反映して高齢者のいる世帯は 44.0%と４割を超えている。

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯の高齢者のいる世帯に占める割合は、岩倉市が最も高く 59.3%、ついで小牧市 53.4%、扶桑町 50.9%、大口町 44.7%とな

---

[2] 愛知県の人口　愛知県人口動向調査結果　月報（２０２１年４月１日）から算出。

[3] 厚生労働省　https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/chiiki_houkatsu/000113922.pdf

っている。岩倉市の高齢者の一人暮らしの割合は、27.5%と抜けて高い。

これらの数字から、大口町は概して若い人の多いまちである。扶桑町は高齢者が比較的多いまちであり高齢者のいる世帯も多いが、同居世帯が比較的多い。岩倉市は、高齢化率も県平均に比べてやや高いところ、高齢者一人暮らし世帯の割合が非常に高く、高齢者夫婦のみ世帯の割合も高く、つまり同居世帯が少ない。小牧市は、高齢者夫婦のみ世帯の割合がやや高いが平均的な数値となっているところ、小牧市は広域であるため市内の地域毎にみれば地域性があると考えられる。

表１－２　４市町の世帯及び高齢者世帯の状況（平成２７年度国勢調査による）

項目	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
世帯（世帯）	59,332	20,374	9,761	12,669	100,680
高齢者のいる世帯（世帯）	21,671	7,580	3,234	5,570	38,055
高齢者のいる世帯の対全世帯割合（%）	36.5	37.2	33.5	44.0	37.8
高齢者一人暮らし世帯（世帯）	4,293	2,081	550	1,019	12,958
高齢者一人暮らし世帯の割合（%）	19.8	27.5	17.0	18.3	20.8
高齢者夫婦のみ世帯（世帯）	7,143	2,412	897	1,816	10,446
高齢者夫婦のみ世帯の割合（%）	33.6	31.8	27.7	32.6	27.4

※高齢者夫婦のみ世帯とは、夫が 65 歳上で妻が 60 歳以上の一組の夫婦のいる世帯をいう。

第２項　障害者の状況

身体障害者の割合は、高齢化率に即した割合となっている。知的障害者について、だいたい 0.7%程度であるが扶桑町は 1.0%と比較的割合が高い。精神障害については、おおむね 0.8%から 0.9%であるが、扶桑町は 0.6%と低い。知的障害のある人と精神障害のある人をたした総人口に対する割合は、1.6%から 1.7%であり、ほぼ 60 人に 1

人の割合となっている。

障害のある人の増減は単純には推計できないが、障害のある人の高齢化も進んでいるため、親亡きあとの課題に加えて、親が高齢化により認知症になる場合や入院により支援が困難になる場合が増えてきており、この点でも成年後見制度のニーズは高まると考えられる。

また、障害のある人の地域生活が重視されており、施設入所に比べて成年後見制度利用ニーズが高まることが想定される。

表１－２　４市町の障害者の状況（２０２１年４月現在）

項目	小牧市	岩倉市	大口町	扶桑町	合計
身体障害者(人)	4,430	1,453	659	1,084	7,626
身体障害者率(%)	2.9	3.0	2.7	3.1	2.9
知的障害者(人)	1,249	342	160	334	2,085
知的障害者率(%)	0.8	0.7	0.7	1.0	0.8
精神障害者(人)	1,380	436	199	224	2,239
精神障害者率(%)	0.9	0.9	0.8	0.6	0.9
合　計	7,059	2,231	1,018	1,642	11,950

第２節　成年後見制度の利用促進にかかる現状と課題

第１項　国の現状と課題

１　成年後見制度利用促進基本計画

利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法に基づいて、２０１７（平成２９）年２月に策定された。

「今後の施策の基本的な考え方」は、①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）、②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）、③財産管理のみならず、身上保護も重視、の３点が挙げられている。

「今後の施策の目標」については、①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める、②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る、③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する、④成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す、の４点が挙げられている。

さらに、基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討するとされ、２０１９年５月には、２０２１年度末の目標数値を掲げるＫＰＩ（Key Performance Indicator 重要業績評価指数）が設定された。

２　中間検証報告書の内容

２０１９（令和元）年度は基本計画の中間年度であり、有識者により構成される「成年後見制度利用促進専門家会議」において、各施策の進捗状況を踏まえた個別の課題の整理・検討が行われ、その結果、中間検証報告書がとりまとめられた[4]。

中間検証報告書の内容をふまえ、国は、地方自治体に次の４つ項目の実施を求めている[5]。

---

[4] https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000755960.pdf　（２０２１年１０月１０日アクセス）

[5] 令和２年３月２７日付各都道府県知事あて厚生労働省厚生労働省社会・援護局長、障

①地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定

②市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進

③市区町村長申立の適切な実施

④成年後見制度利用支援事業の推進

第２項　当区域における現状と課題

１　尾張北部権利擁護支援センター設置の経緯

尾張北部権利擁護支援センター設立のきっかけは、小牧市の協働提案事業化制度に、２０１３（平成２５）年度小牧市内の障害者支援団体から市との協働事業として「小牧市権利擁護支援のあり方に関する検討事業」をテーマに応募があり、採択され、平成２６年度事業として実施されたことであった。その成果としてとりまとめられた報告書[6]の内容に沿って、小牧市から尾張北部圏域の市町に共同設置の働きかけがあり、これに応じた岩倉市、大口町、扶桑町の３市町が参加。２年間の検討期間を経て、２０１８（平成３０）年４月尾張北部権利擁護支援センターを共同で設置した。

尾張北部権利擁護支援センターのモデルは、平成２３年１０月に、尾張東部の６市町（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町）が共同設置した尾張東部成年後見センター（現、尾張東部権利擁護支援センター）である。このモデルは、行政主導による広域・ＮＰＯ新設型として、厚生労働省の資料においても、先行事例のモデルのひとつとして取り上げられている[7]。

尾張北部権利擁護支援センターは、その設立の経緯及びＮＰＯ法人であることから市民（住民）との協働と親和的であること、広域行政による共同設置であり一定の行政規

害保健福祉部長、老健局長通知「『成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書』を踏まえた体制整備の推進について」（社援発０３２７第３号、障発０３２７第２号、老発０３２７第５号）

[6] 「小牧市権利擁護支援のあり方に関する報告書」（平成２７年３月）は、ここばりこまきのサイトに掲載されている。http://kokobari-komaki.net/wp4/?page_id=27

[7] 「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」など。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html（２０２１年１０月１０日アクセス）

模[8]をもつことに大きな特徴があり、当地域における権利擁護支援のあり方を検討する際には、この特徴を生かす方向で検討することが望ましいと考えられる。

２　アンケート調査から見た課題

利用促進計画策定委員会において、２０２１年３月に、「小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定にかかるアンケート調査報告について」をまとめた（巻末参考資料２）。

アンケートの対象は、①市民（住民）、②支援者（相談業務携わる福祉職）、③後見事務を受任する者（弁護士、司法書士、社会福祉士）である。

（１）市民（住民）を対象としたアンケートからうかがえること

・制度を知っている人、利用している人は、高齢者、障害者とも、5割前後であり、さらに制度の普及啓発が必要であること。

・成年後見制度利用意向については、制度そのものを知らない人が多く、６割前後の方がわからないとしている。利用意向を明らかにした人のうち、半分以上の方が利用したくないとしている。

・高齢者、障害者とも親族を希望される方が多いが、障害者の場合は、専門職への希望が比較的多い。

・尾張北部権利擁護支援センターの認知度は、３～７％で、設立まもない時点での調査であるが認知度はまだまだ低い。

（２）支援者（相談業務携わる福祉職）を対象としたアンケートからうかがえること

・支援者において制度の概要は説明できるが、制度の手続き、費用、助成事業、メリット、デメリットなどの詳細の説明ができる支援者は、１割から２割程度であり、専門の相談機関（権利擁護支援センター）が必要である。

---

[8] ４市町を合わせた人口は、約２６万人である（２０２１年４月現在）。『自治体戦略2040構想研究会　第２次報告』（総務省、２０１８）では、「圏域単位での行政のスタンダード化」を提唱している。人口減少化社会にあって、広域行政による事業の共同実施を適切に進めることが求められている。

・成年後見制度について、「一次相談機関と考えているが、知識が不足している」とする事業所が、半数であり、「一次相談機関である」と認識されていない事業所が２割ある。
・圏域内の相談機関、施設等では、尾張北部権利擁護支援センターの認知度は約８割であるが、支援者間での認知度は１０割になるようさらに周知が必要である。

（３）後見事務受任者を対象としたアンケートからうかがえること

・受任件数について、約３割強が現状維持とする一方で、４割以上の専門職がさらに積極的に取り組みたいとしていることから、マッチング次第で、受任候補者を拡充することが可能であると考えられる。
・後見受任が困難な場合について、報酬が見込めないこと、身上監護上の課題が大きいことや在宅の人の場合負担が大きいことが、上位の理由となっている。その他に記された内容からは、法律職では身上監護上、福祉職では財産管理上の課題にひとりで対応しきれないことが多いことや、社会福祉士については本業との関係で対応が困難な場合があることがうかがえる。
・後見業務の困難性については、約４割の専門職が「業務の範囲を超えた役割の期待への対応ができない」としている。支援者側が、後見人の役割を十分に理解していないことも考えられるため、研修等によりさらに理解を深めていただく必要がある。
・約３割の専門職が「専門分野外の課題への対応」を挙げており、専門外の課題について相談や支援ができることが今後求められる。
・２割強の専門職が、「本人の意思の確認が難しい」と感じている。意思決定支援についての支援が必要と思われる。

３　尾張北部権利擁護支援センターの相談実績から見た課題

本計画策定にあたり、尾張北部権利擁護支援センターの３年間の相談実績を「尾張北部権利擁護支援センターの相談実績について」としてとりまとめた（巻末参考資料３）。

一般に、成年後見制度の利用対象者は、認知症のある人、知的障害のある人、精神障害のある人と言われる。しかし、相談実績からは、単に、認知症、知的障害、精神障害という属性だけではなく、さらに配慮が必要な属性を重ねてもっている場合がほとんどである。（表１－1）

表１－１　相談者が複合的にもつ要因

（１）一人暮らし、身近に身寄りがいない場合
（２）生活困窮している場合
（３）虐待を受けている場合
（４）第三者から経済的搾取を受けている場合
（５）病院に緊急搬送された場合
（６）未成年である場合
（７）外国人である場合
（８）視覚障害、聴覚障害などの障害が重複している場合
（９）家族にそれぞれ上記のような属性がある場合
（10）その他

それぞれの場合について以下に若干の説明を加えるが、相談事例からの一面に過ぎず、実際には多様な組み合わせがあり、個別のケースに応じて、それぞれの担当者が関わることになる。

留意しなければならないのは、単独の担当者、単独の組織で対応できることは少ないということである。成年後見人等がいなければ法律的な課題が解決しないということもあるが、成年後見人等が選ばれても、チームによる支援の継続が必要である場合が多い。

（１）一人暮らし、身近に身寄りがいない場合

一人暮らしでかつ高齢者の場合、賃貸住宅の入居時に高齢を理由に断られたり、入居や施設入所の際に身元保証人を求められることが多くある。身近に身寄りがない、身寄りがあっても遠方に住んでいる、高齢のため保証人を拒否するなど、頼りにできないことも少なくない[9]。身元保証人がいないことをもって、入院、入所を拒否することは医師法、介護保険法に違反することになり、国も注意喚起をしているが、地域ではなお課題となっているところである。このため、全国的な取組としては、社会福祉協議会等が新しいサービスを作り出しているところもみられる。

[9] そのため身元保証会社を利用することがある。しかしながら身元保証会社は、指導監督を行う行政機関が必ずしも明確ではなく、当該事業に関する規定を定めた法令も存在していないため、必ずしも適切な事業運営がなされているとは限らないので利用には十分な注意が必要である。

また、一人暮らしであるため、食生活や住環境が健康な状態でなくても、発見されることなく、自ら表出されることもなく、生活を続けていることで、取り返しがつかない状態まで心身が悪化することがある。

成年後見人がついただけでは、これらの状況は改善されないことから、地域の民生委員や地域包括センター、近所のネットワークによる見守り等を含めた支援の検討が必要となってくる。

（２）生活困窮している場合

働くことができず年金だけが頼りの単身の高齢者、障害のある人の場合がある。また、認知症の親の年金だけで未婚の無職の子との二人の生活が成り立っていて、認知症の親に対する福祉サービスが受けられないという場合は、よくある例であり、経済的虐待、ネグレクトの評価を受ける場合も見られる。

（３）虐待を受けている場合

高齢者虐待については、国において毎年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果が報告されている。令和元年度の報告から養護者による高齢者虐待の状況を概観すると、被虐待高齢者は女性が約８割であり、要介護認定を受けている者の７割（全体の５割）が認知症日常生活自立度Ⅱ以上のものであった。家族形態は、未婚の子との同居が４割弱、加害者の４割が息子である。

尾張北部権利擁護支援センターの相談実績においても、未婚の息子による母親に対する身体的虐待、経済的虐待、ネグレクト等が見られるが、このような場合の対応として、老人福祉法に規定されている措置による分離を行うことが多いが、この場合に成年後見制度の利用が必要となってくる。また、経済的虐待の実態を把握するためにも、成年後見制度の利用が有効な場合が多い。

（４）第三者から経済的搾取を受けている場合

認知症や知的障害があるため、第三者からの経済的搾取を受けている当人が、被害意識がないこともあるため支援している周囲の人の気づきがないとわからない場合も多い。財産を守るためには、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や取消権のある成年後見制度の活用も検討される。

（５）病院に緊急搬送された場合

脳血管性の病気が突然発症し、病院に緊急搬送され、本人の判断能力が低下しており

身寄りを探してもいないというような状況のときに、生活保護の適用や成年後見制度の利用が検討課題となる。

リハビリを行うも在宅生活が困難になる場合も多く、本人の希望も確認するなかで、施設入所の手続きを誰がするか、それまで住んでいたアパートや家財を誰がどうするか等々の実務的な課題も発生する。

（６）未成年である場合

親権者がいない子が施設から出る場合などに、未成年後見制度あるいは成年後見制度の利用が課題になる。また、児童虐待の場合にも、制度利用を検討するケースがある。

（７）外国人である場合

４市町のうち、小牧市と岩倉市においては愛知県の中でも外国人が多く居住する地域である[10]。例えば、小牧市では、外国人数は約１０，１８１人であり総人口の約１５人に１人は外国人となっている。外国人についても、法の適用に関する通則法（平成１８年法律第７８号）第３５条の規定する場合において、日本国内において民法の規定する成年後見制度の利用が可能である。後見制度の利用に当たっては、本人の意志決定支援が重視されるが、コミュニケーションの課題、文化の違いなどから配慮が必要であるとともに、支援の対象から漏れないよう留意しなければならない。

（８）視覚障害、聴覚障害などの障害が重複している場合

同様に、これらの方たちには、コミュニケーションの課題がある。成年後見制度は、当事者本人の理解の上に利用するのが原則であるが、制度自体が難しいことからよりていねいな説明が求められる。

（９）家族にそれぞれ上記のような属性がある場合

当事者がひとりだけでなく、家族も以上のような属性を持っている場合も少なくなく、例えば、高齢者福祉の担当者と障害福祉の担当者と困窮者支援の担当者がひとつの家庭にアプローチすることも多い。

---

[10] 愛知県の統計資料によると、２０２０年度末の総人口に占める外国人の割合は、小牧市6.88%（県内５位）、岩倉市5.79%（同７位）、大口町2.70%（同３２位）、扶桑町1.58%（同５１位）となっている。https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/387670.pdf（2021年10月10日アクセス）

繰り返しになるが、**成年後見制度を利用しただけで解決するということは少なく、それまでの福祉関係者との支援の継続、チームでの支援が必要となる場合が多い。**

第３項　市町における地域のネットワークの現状

市町における地域のネットワークの現状について、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援、地域の見守りの５つに分けて整理した。なお、尾張北部権利擁護支援センターが関わっているネットワークについては、名称の後に（※）を付した。

１　高齢者福祉におけるネットワーク

高齢者福祉に関するネットワークは、それぞれの市町でもっとも充実している分野である。なお、福祉有償運送等、高齢者だけでなく障害のある人等も対象となる場合も担当課に応じて分類されている。

表１－４　高齢者福祉におけるネットワーク

	ネットワーク名（会議名、協議体名）	担当課
小牧市	小牧市福祉有償運送運営協議会	地域包括ケア推進課
	小牧市地域包括支援センター運営協議会	地域包括ケア推進課
	小牧市在宅医療・介護連携推進協議会	地域包括ケア推進課
	小牧市認知症初期集中支援チーム検討委員会	地域包括ケア推進課
	小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会	地域包括ケア推進課
	第3次小牧市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会	地域包括ケア推進課
	高齢者虐待防止ネットワーク会議（※）	地域包括ケア推進課
	高齢者虐待対応コア会議	地域包括ケア推進課
	高齢者見守り事業者ネットワーク	地域包括ケア推進課
	認知症見守りネットワーク	地域包括ケア推進課
	小牧市介護保険サービス事業者連絡会	介護保険課
岩倉市	高齢者虐待防止ネットワーク会議	長寿介護課
	高齢者虐待対応コア会議	長寿介護課
	認知症地域支援推進ネットワーク会議（※）	長寿介護課
	在宅医療・介護連携ネットワーク	長寿介護課（岩倉病院委託）

大口町	高齢者サービス調整会議（※） 尾北医師管内在宅医療・介護連携推進事業運営協議会 認知症初期集中支援チーム員会議 地域包括支援ケアシステム推進協議会 介護支援専門員連絡会 通所系サービス事業所連絡会 訪問系サービス事業所連絡会	健康生きがい課 健康生きがい課（尾北医師会委託） 健康生きがい課（大口町地域包括支援ｾﾝﾀｰ委託） 健康生きがい課 健康生きがい課（大口町地域包括支援ｾﾝﾀｰ委託） 健康生きがい課 健康生きがい課
扶桑町	高齢者虐待防止ネットワーク会議 高齢者虐待対応コア会議 在宅医療・介護連携ネットワーク推進会議	介護健康課 介護健康課 介護健康課

2　障害者福祉におけるネットワーク

障害者福祉に関するネットワークについては、障害者自立支援協議会が中心である。協議会の設置については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３により努力義務とされている。

表１－５　障害者福祉におけるネットワーク

	ネットワーク名（会議名、協議体名）	担当課
小牧市	小牧市障害者自立支援協議会	障がい福祉課（社協委託）
岩倉市	地域自立支援協議会	福祉課
大口町	障がい福祉調整会議	福祉こども課
扶桑町	自立支援地域協議会 障害福祉調整会議	

3　児童福祉におけるネットワーク

要保護児童対策地域協議会の設置は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２５条の２により、努力義務とされている。「子ども・子育て会議」等の合議体の設置は、

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７７条により、努力義務とされている。

表１−６　児童福祉におけるネットワーク

	ネットワーク名（会議名、協議体名）	担当課
小牧市	利用者支援会議 要保護児童対策地域協議会 アニバーサリー事業連絡調整会議 発達障がいをもつ子どもとその親への支援のあり方部会	子育て世代包括支援ｾﾝﾀｰ 子育て世代包括支援ｾﾝﾀｰ 子育て世代包括支援ｾﾝﾀｰ 保健センター
岩倉市	子ども・子育て会議 要保護児童等対策地域協議会 子ども人権会議	子育て支援課 子育て支援課
大口町	子ども・子育て会議 要保護児童対策地域協議会 保育所運営委員会	福祉こども課 福祉こども課 福祉こども課
扶桑町	子ども子育て会議 要保護児童対策地域協議会 保育所運営委員会	福祉児童課 福祉児童課 福祉児童課

４　生活困窮者支援におけるネットワーク

市は、生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）第９条により支援会議を設置が努力義務とされている。

表１−７　生活困窮者支援におけるネットワーク

	ネットワーク名（会議名、協議体名）	担当課
小牧市	小牧市生活困窮者自立支援会議	福祉総務課
岩倉市	支援調整会議	福祉課
大口町	生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議	福祉こども課（尾張福祉相談センター）
扶桑町	自立相談支援事業調整会議	福祉児童課

5　地域見守りの緩やかなネットワーク

民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）第２０条により、民生委員協議会は必置である。

表１－８　地域見守りの緩やかなネットワーク

	ネットワーク名（会議名、協議体名）	担当課
小牧市	小牧市地区民生委員・児童委員連絡協議会 小牧市自殺対策推進協議会 小牧市自殺対策庁内連絡会議 小牧市うつ・自殺対策相談窓口ネットワーク会議 「ささえあい」篠岡協働実践会議（※）	福祉総務課 保健センター 保健センター 保健センター 地域包括ケア推進課
岩倉市	岩倉市民生委員児童委員協議会 高齢者地域見守りに関する連絡会 高齢者等地域におけるサロン活動支援 高齢者地域見守り協力に関する協定 岩倉団地自治会見守り隊	福祉課 長寿介護課 長寿介護課（社協委託） 長寿介護課（２９の事業所と締結） 長寿介護課
大口町	大口町民生委員・児童委員協議会 大口町高齢者地域見守り会議	福祉こども課 健康生きがい課
扶桑町	扶桑町民生委員・児童委員協議会	福祉児童課

第２章　権利擁護支援の望ましい姿とそこからの距離

第１節　国の示す姿～基本的な考え方（めざす姿）

第１項　地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

１　中間のとりまとめの構成

国は、成年後見制度利用支援専門家会議において、次期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき内容を検討しており、２０２１（令和３）年７月３０日付けで「中間のとりまとめ」を公表した。中間とりまとめの構成は、表２－１のとおりとなっている[11]。

表２－１　次期成年後見制度利用促進基本計画 中間とりまとめの構成

前文
○中間とりまとめまでの経緯
○中間とりまとめに当たっての基本的な考え方
Ⅰ　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化
１　権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針
（１）基本方針
①都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進
②多様な主体による権利擁護支援の機能強化
③地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化
（２）地域連携ネットワークづくりの基本的考え方
（３）地域連携ネットワークづくりの主体
（４）市町村の役割
２　都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進
（１）都道府県の基本的な役割
（２）都道府県による市町村体制整備支援の機能強化
（３）市町村への具体的な支援内容及び都道府県自らの取組

[11] 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室（2021）「次期成年後見制度利用促進基本計画中間とりまとめ概要」https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000815823.pdf（2021年10月10日アクセス）P.2

①継続的な研修の実施

②都道府県単位での連携のしくみを通じた実態把握等

③市町村等への情報提供や相談対応

④市町村の課題に応じた支援や調整の実施

⑤都道府県自らの取組の実施

３　多様な主体による権利擁護支援の機能強化

（１）互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

（２）担い手の確保・育成等

①市民後見人の育成・活躍支援

②法人後見の担い手の育成

③専門職後見人の確保・育成

（３）成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

４　地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

（１）中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化

①機能強化の基本方針

②広報及び相談の機能強化

③受任者調整及び後見人支援の機能強化

④地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討

（２）地域連携ネットワークの更なる機能強化に向けた関係機関の連携推進

（３）権利侵害の回復支援における市町村の対応

①市町村の責務

②市町村長申立の適切な実施

（４）家庭裁判所の役割と連携に向けた取組

（５）専門職団体の役割と連携に向けた取組

（６）新たな連携・協力体制の構築

Ⅱ　本人のための成年後見制度の運用改善等

１　高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透

（１）成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透

（２）様々な分野における意思決定支援の浸透

２ 適切な後見人等の選任・交代の推進等
３ 任意後見・補助・保佐の利用促進等
（１）任意後見・補助・保佐の利用促進
（２）任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

２　中間とりまとめの基本的な考え方

中間のとりまとめにおいては、「次期成年後見制度基本計画中間とりまとめに当たっての基本的な考え方」として、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」が掲げられている。ここで、地域共生社会は、「制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すもの」である、とされている。（「中間のとりまとめ」p.2）

また、これまで、計画の中で、「権利擁護支援」が重要な言葉であったにもかかわらず未定義であったが、定義づけを試みている。そこでは、権利擁護支援とは、「本人を中心にした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、判断能力が不十分な人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動」である、とされている。（「中間のとりまとめ」p.2）

さらに、その上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域に相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみ」であるとしている。（「中間のとりまとめ」p.3 注 9）

３　次期計画の２つの柱とその基本方針

次期計画の２つの柱として掲げるのは、「Ⅰ　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化」と「Ⅱ　本人のための成年後見制度の運用改善等」である。

（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化

これについて、次の３つの基本方針をかかげる。

① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課

題への取組）

② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）

③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

①については、都道府県の機能強化を掲げたものであるので略する。

②多様な主体による権利擁護支援の機能強化については、次のように説明している[12]。

○ 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

・ 都道府県等は、専門職団体の協力を得て、親族後見人や市民後見人等に対して、意思決定支援研修等を継続的に行う。市町村・中核機関は、地域住民や福祉・司法の関係者等に対して、権利擁護支援に関する研修等を行う。

・ 互助・福祉・司法の支援を効果的に行うために、国は、オンライン活用や、意思決定支援の指導者育成、成年後見制度利用促進ポータルサイトでの最新の情報等の紹介などに取り組む。

○ 担い手の確保・育成等

・ 国、地方公共団体、地域の関係者は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の確保・育成を継続的に行う。

・ 市民後見人の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現に資する人材育成や参加支援、地域づくりなどの観点から進める。市民後見人が全国各地で育成され、意思決定支援など幅広い場面で活躍できるよう、関係機関が密接に連携して取り組む。地方公共団体と家庭裁判所等が連携し、育成方法、支援体制のあり方、市民後見人の選任に適した事案のイメージ等について、情報共有・意見交換を図る。

・ 法人後見は、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく。国は、養成研修プログラムの検討、虐待等の支援困難な事案の後見業務を広域で実施する法人に都道府県・市町村が適切に関与するしくみ等を検討する。

○ 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

[12] 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室（2021）「次期成年後見制度利用促進基本計画中間とりまとめ概要」p.6

・ 国は、地域の関係者が本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるようにするための「チェックシート」を各地域に周知する。
・ 国は、成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう実施体制の強化を行うとともに、同事業の効果的な実施方策を検討する。

さらに、③地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化については、次のとおり。

○ 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化
・ 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての広報・相談対応や、受任者調整・後見人支援の持続的な強化を図る。
・ 市町村・中核機関は、コーディネート機能及びその前提となる情報収集能力を強化するため、アウトリーチによる潜在化した権利擁護支援ニーズ等の情報収集や、権利擁護支援に関する知見のある専門職の配置等による専門的助言の確保等に努める。
○ 権利侵害の回復支援における市町村の対応
・ 市町村長申立が適切に実施されるため、都道府県による実務を含めた研修の実施や市町村への個別の働きかけのほか、国は、審判請求に係る市町村間の調整の円滑化、市長村申立の実態等の把握を踏まえた適切な実施に向けた対応を進める。
○ 家庭裁判所の役割と連携に向けた取組
・ 各家庭裁判所には、地域連携ネットワークの整備・機能強化や成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。
○ 新たな連携・協力体制の構築
・ 国は、地域連携ネットワークに民間事業者等多様な主体が参画する取組、身寄りのない人等への生活支援サービスの信頼性向上の取組、住民や多様な主体の理解・共感・参画を得た寄付等を活用した権利擁護支援の取組を各地域で推進するために必要な方策を検討する。
・ 金融機関は、地域連携ネットワークとの連携による見守り等の役割の発揮、権利侵害の防止も重視した対応が期待される。国は、金融機関に対して、成年後見制度や権利擁護支援の理解を促進するため、周知等を行う。

２　地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能については、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の４つが掲げられてきたが、これを個別支援機能の側面と地域の体制づくりという側面があることから、さらに詳細に整理されることとなった。さらに、この表については、今後も見直しが進められている。

表２－１　地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

	個別支援機能	地域の体制づくり
①広報機能	・利用する本人への啓発	・制度の一般的認知度の向上に向けた取組 ・関係者の理解促進、協力体制づくり
②相談機能	・相談対応 ・制度等の利用が必要かどうかのニーズの精査 ・必要な見守り体制へのつなぎ	・相談窓口の明確化
③成年後見制度利用促進機能	・受任者調整	・市町村長申立、利用支援事業の適切な実施に向けた取組 ・専任の際の考慮要素・受任イメージの共有 ・担い手の育成のしくみづくり、推薦・支援体制づくり ・日常生活自立支援事業等関連制度からの移行のしくみづくり
④後見人支援機能	・親族後見人等からの相談対応 ・必要な次案に対するモニタリング・バックアップ	・意思決定支援の浸透 ・後見人単独では解決できない共通課題を解決するための支援策の構築

第２節　当区域の計画でかかげるめざす姿

第１項　基本的な考え方

当区域における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの基本の考え方を次のように定める。

認知症になっても障害があっても **安心して自分らしく地域で共に暮らせるまちづくり**

（１）「認知症になっても障害があっても」

区域に住む誰もが対象ではあるが、ここでは象徴的に「認知症になっても」「障害があっても」と表現する。

（２）「安心して」

狭い意味の権利擁護となるが、虐待や搾取などの権利侵害を受けることなく、また、生活困窮や不健康になやまされることなく、たとえ一人暮らしであっても安心して暮らせることを目指す。

（３）「自分らしく」

周りの者（家族や支援者）の都合ではなく、可能な限りこれまでの本人の生活の仕方、人生を大切にして暮らすことができることを目指す。

（４）「地域で共に暮らす」

それまで共に暮らしてきた地域の仲間や知人とのつながりを大切に、その人らしい生活を継続することができるよう地域共生社会を目指す。

（５）「まちづくり」

ひとりひとりを「安心して自分らしく地域で共に暮らせるよう」個別支援していくとともに、そのことができるだけ実現可能となるような地域の体制づくり（まちづくり）をしていくことを目指す。

第２項　尾張北部権利擁護支援センターの位置づけ

１　４市町の共同設置によること

尾張北部権利擁護支援センターは、４市町による共同設置の機関であることが大きな特徴である。

４つの市町は、それぞれ対等な関係をもち自主性のある地方自治体であるが、成年後見制度の利用支援、ひいては、権利擁護支援の事業目的を、共同で尾張北部権利擁護支

援センターを設置することでより効果的に達成することができるとして、共同事業に取り組んでいる。

先進の尾張東部権利擁護支援センターの例から、共同設置の効果は、①人口規模の増加による施策の効率的実施、②多様な実績、ノウハウをもつ行政の交流による質の向上などのメリットがあげられる。

２　中核機関であること

４市町の自主的な事業としてスタートした尾張北部権利擁護支援センター設置事業であるが、国において、成年後見制度利用促進法ができ、利用促進基本計画ができることにより、中核機関として、法令上にオーソライズされた機関とされたことの意義は大きい。

国が、中核機関としての役割を掲げ、必要な場合は、国・都道府県等の支援を得ることができ、家庭裁判所や関係諸団体との関係においても共通の目的に対して協働していくことが可能になると考えられる。

３　ＮＰＯ法人であること

４市町が新しく権利擁護センターを設置するにあたり、その運営を担う法人を、特定非営利活動法人（通称、ＮＰＯ法人）とした意義を確認する。

特定非営利活動法人は、「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」を目的とする特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）に規定されている法人である。

特定非営利活動法人は、社会貢献活動を行う法人であるが、収益を構成員に分配することが認められない。収益事業を行うことはできるがその事業で得た収益は、さらに社会貢献活動に充てなければならない。

簡単にいえば、市民（住民）が社会貢献のために集う法人である。法人の構成員は、会費を払う正会員であるが、収益の分配はなく、さらに社会貢献をするためにその収益を使っていく法人である。

行政の委託事業とは、本来、行政の仕事であるものを他の者に委託させるものである。この点、たとえば、尾張北部権利擁護支援センターが行う法人後見事業は、法人後見そのものが、行政のなすべき仕事とされていないため委託事業ではなく、法人の自主事業となっている。

未成年後見、生活支援にかかる事業など、現在、行政の仕事とされていないことがらであって、権利擁護支援に必要でありながら収益性の点から民間で参入しづらい事業について、経過的に尾張北部権利擁護支援センターの自主事業として取り組む余地がある。

第３章　国の次期基本計画に照らした当区域における課題

第１節　現行計画における地域連携ネットワークの取組との距離

現行計画において取り組まれるべきことがらとして、国は、権利擁護支援の地域連携ネットワークの取組として、次の３点を求めている。

１　中核機関の設置
２　権利擁護支援の必要な人の発見・支援（広報機能）
３　早期の段階からの相談・対応体制の整備（相談機能）

当区域において、これらの取組は、どこまでできているのか確認をする。

１　中核機関の設置

すでに、述べたように、既存の尾張北部権利擁護支援センターを中核機関と位置づけることにより、当区域において、中核機関の設置は終えている。

２　権利擁護支援の必要な人の発見・支援（広報機能）

尾張北部権利擁護支援センターは、中核機関の位置づけが与えられる以前から、「成年後見制度の利用が必要な人に、確実に、適切に利用につなげる」いうことにおいて、業務を行ってきている。これは、国の利用促進基本計画の中で、目標のひとつとして「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」とされたことに通じる。

国は、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援（広報機能）」と「早期の段階からの相談・対応体制の整備（相談機能）」に着手していれば、中核機関をなのってよいとしてきたが、尾張北部権利擁護支援センターとしては、すでにこの段階はクリアしてきたと評価できる。

広報機能については、尾張北部権利擁護支援センターは、同センターのパンフレット及び相談案内（巡回相談）リーフレットを作成し、各市町を通じて配布するとともに民生委員協議会や老人会等各種会合で配布している。

また、研修会を広報の機会としても重視しており、参加者募集のチラシは、関係機関約４００箇所に毎回送付するとともに、研修を通じて相談事業の紹介をしている。

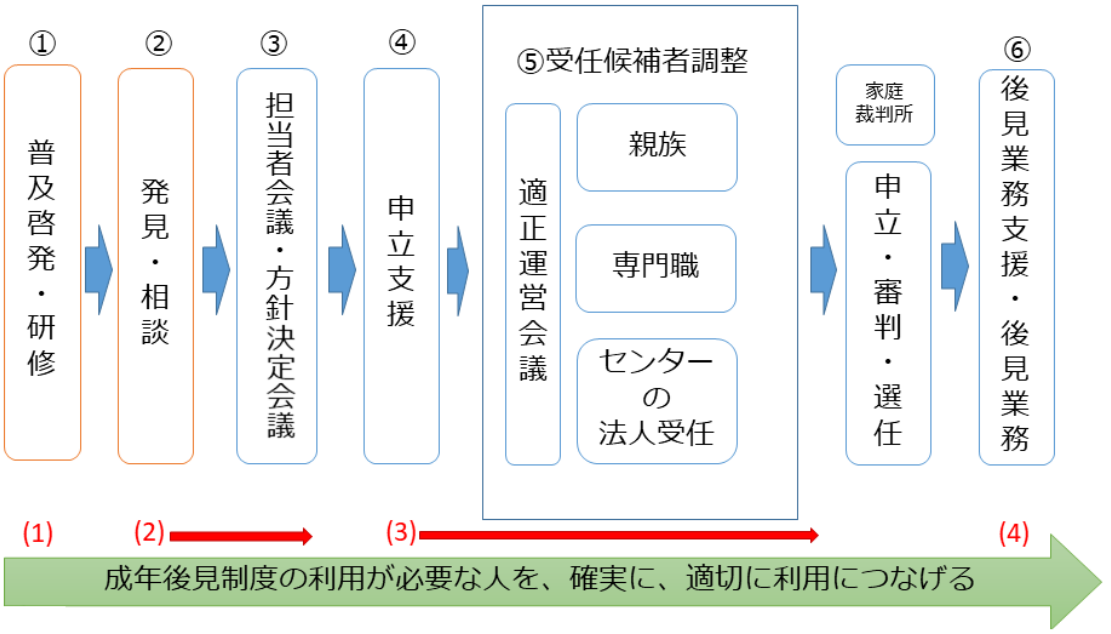

図２－１　普及啓発から後見業務支援まで

３　早期の段階からの相談・対応体制の整備（相談機能）

事態が深刻化してからの相談は、本人の苦痛を増すほか、対応の選択をせばめ、より保護的な対応（施設入所など）をとらざるを得なくなることから、早期の段階からの相談を受けることが望ましい。

尾張北部権利擁護支援センターでは、成年後見制度の利用支援が主たる業務であるが、成年後見制度の利用することを決める前の段階から、当事者や家族に認知症、知的障害、精神障害のある人がいるならばすべて相談してほしいと研修等の機会を通じて、行政・関係機関に投げかけており、成年後見制度利用の検討の有無にかかわらず、判断能力に心配のある方については相談を受けている。

第２節　次期計画における地域連携ネットワークの取組方針との距離

国が、中間のとりまとめにおいて示した取組方針の各項目に照らして、当区域の現状を確認する。確認に当たって、先行事例である尾張東部圏域（及び当該地区の中核機関である尾張東部権利擁護支援センター）の状況を適宜参照する。また、３つの取組基本方針のうち、（1）都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進については、

都道府県の機能強化についての議論であるので省略する。

第１項　多様な主体による権利擁護支援の機能強化

１　互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

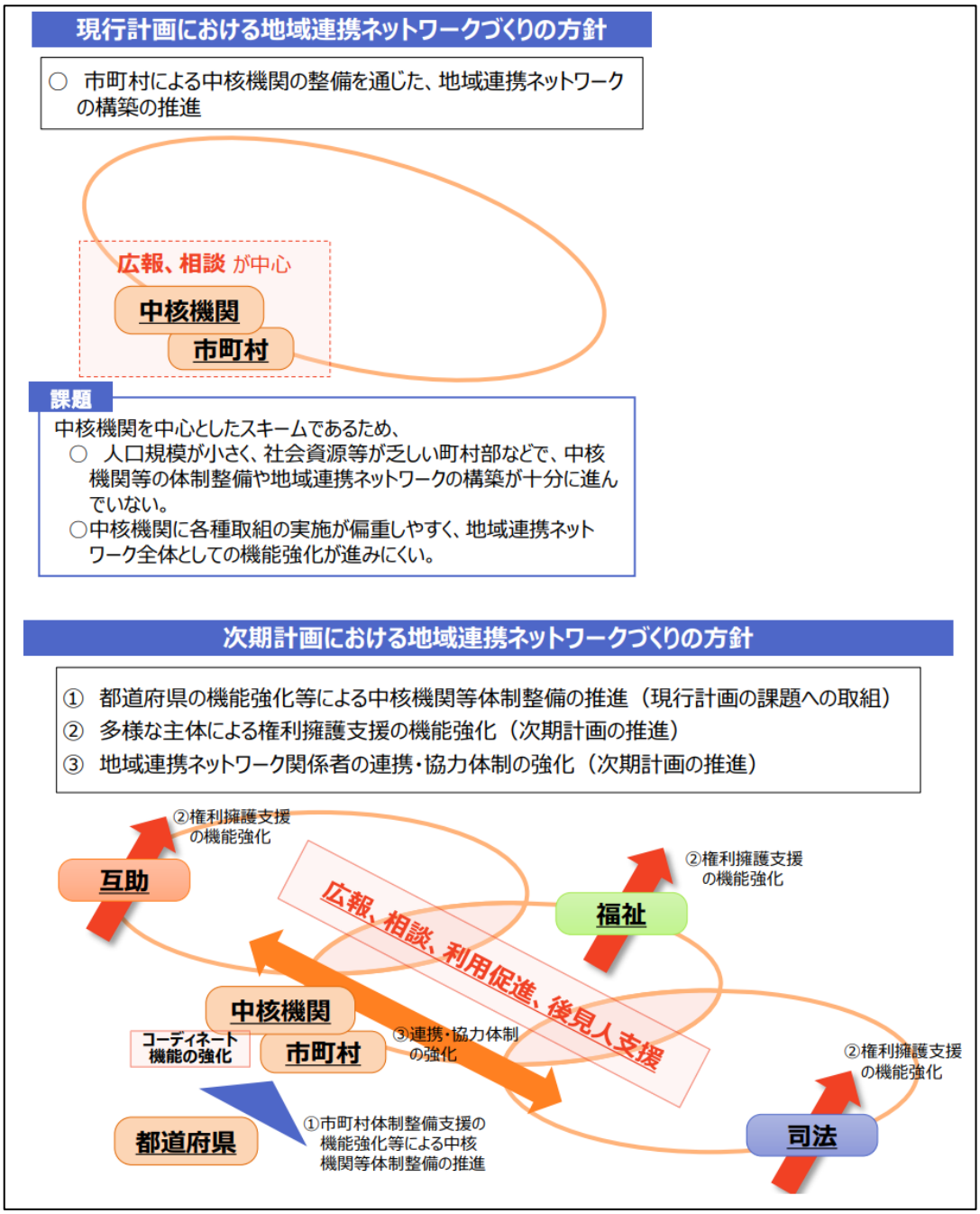

現行計画におけるネットワークづくりが、中核機関による広報・相談を中心にしたものであったが、次期計画においては、中核機関のコーディネート機能を強化し、地域における互助、司法との連携・協力推進体制を強化し、権利擁護支援の機能を強化するものである。

そのために、まず、市町村・中核機関は、地域住民や福祉・司法の関係者等に対して、権利擁護支援に関する研修等を行うとされている。

【課題】現状、尾張北部権利擁護支援センターでは、行政・福祉職、住民向けの研修会は積極的に行っているが、地域組織・司法関係者向けの研修は実施できていない。

２　担い手の確保・育成等

（１）市民後見人の育成・活躍支援

【課題】市民後見人の養成事業が実施できていない。（尾張東部圏域においては、すでに３期６年にわたり養成研修を実施しており、１９人の市民後見人を生んでいる。）

（２）法人後見の担い手の育成

継続的な支援、頻回な支援など法人後見でなくてはならないケースもあり、尾張北部権利擁護支援センターだけではなく、社会福祉協議会、その他の社会福祉法人等による法人受任を進める必要がある。現時点で当区域での当センター以外の法人受任はない。

尾張東部権利擁護支援センターは、同様の法人受任ガイドラインにそって限定的に受任しているが、当区域に比べて、人口 10 万人あたりの法人受任案件で比較して 8 倍の受任をしている。当区域において、法人後見ニーズを拾い上げられているか検討が必要である。なお、尾張東部も同様に他に法人受任する法人はない。（知多地域成年後見センターについては、成年後見制度利用支援事業対象者について積極的に受任している。）

表 2－2　尾張北部権利擁護支援センターと尾張東部権利擁護支援センターの法人受任件数

	対象人口	2018（H30）	2019(R1)	人口 10 万人当
尾張北部	26 万人	3 件	4 件	1.5 件
尾張東部	46 万人	54 件	58 件	12.6 件
参考：知多地域	73 万人	489 件	530 件	72.6 件

※各年度末

【課題】尾張北部権利擁護支援センターが限定的に受任しているが他の法人（社会福祉協議会等）は法人受任をしていないため、法人受任のニーズに応えていないおそれがある。

（３）専門職後見人の確保・育成

経験の少ない福祉職や福祉関係者との関わりが少ない法律職に対して、助言等を行っているが、系統だった確保・育成の形とはなっていない。

【課題】経験の少ない専門職への後見事務の指導・助言は行い専門職後見人等の確保に努めているが、個別的であり、系統だった育成とはなっていない。

３　成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

愛知県社会福祉協議会が実施主体となっている日常生活自立支援事業は、市町村社会福祉協議会等に委託されて運営されている。他の都道府県との比較において愛知県全体として利用者数は多くない。また、人口 10 万人当たりの利用者数を比較すると、４市町における実施状況は差がある。

【課題】現状、日常生活自立支援事業の実施体制が十分でない。

表２－３　日常生活自立支援事業利用者数

市町等	対象人口	2021(R3)8 月	人口 10 万人当
小牧市	151,920	48	31.6
岩倉市	47,920	23	48.0
大口町	24,310	8	32.9
扶桑町	34,920	4	11.5
当区域合計	259,072	83	32.0
名古屋市	2,293,459	1,461	63.7
愛知県（名古屋市除く）	5,249,396	1,197	22.8
愛知県全域	7,542,855	2,658	35.2
全国	124,410,000	56,761	45.3

※対象人口は、2021 年４月１日、単位は人

２　地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

（１）中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化

①広報及び相談の機能強化

【課題】相談件数の増加にともない、１次相談、２次相談の段階的相談体制を検討する必要があるが、１次相談での権利擁護課題の見落としがないようにする必要がある。

②受任者調整及び後見人支援の機能強化

後見人等は、家庭裁判所が審判により選任するものであるが、より本人の生活上の課題と地域の実情を承知している市町村から受任候補者を推薦することが求められている。当区域においては、尾張北部権利擁護支援センターの適正運営委員会[13]を活用し、受任候補者調整を行っており、実施済みといえるが課題も残っている。。

後見人等支援について、家庭裁判所がこれまで成年後見制度の監督機関としてになってきた役割を、「監督」と「指導・助言」に分け、指導・助言にあたる部分については、中核機関に委ねようとするものである。

福祉的課題のある場合や地域の実情に関連して助言が必要な場合があり、基本的には中核機関が後見人支援を充実することは必要だと考えられ、尾張北部権利擁護支援センターにおいても行っているが課題もある。。

【課題１】受任候補者調整の対象は、現時点で、市長・町長申立ての案件に限っているが、国は市町村長申立て限定する趣旨ではない。

【課題 2】適正運営委員会における受任候補者調整は、専門職の種別（弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士等）までであり、個別の人選は、適正運営委員との調整又は専門職団体の調整に委ねている。

【課題 3】尾張北部権利擁護支援センターの職員は、社会福祉士であり、法律的な課題についての適切な指導・助言が困難である。

（2）地域連携ネットワークの更なる機能強化に向けた関係機関の連携推進

【課題 1】地域住民への働きかけ、司法による支援についての取組はまだまだこれから

[13] 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会保険労務士の５人の専門職及び４市町の担当課長の９名により構成している。偶数月に開催。受任候補者調整のほか、法人後見受任の可否の決定、法人後見事務についての助言、その他、法人事業の適正な運営についての助言を行っている。

の課題となっている。研修により権利擁護支援の視点を深めることが中心になると思われるがまだ十分でない。
【課題 2】国の次期計画（中間の取りまとめ）では、医療について触れていないが、対象となる人の地域での暮らしを考えれば、医療との連携は欠かせないと考えられる。

（3）権利侵害の回復支援における市町村の対応

成年後見制度の利用に当たって、生活困窮者も適切に利用できるよう成年後見制度利用支援事業がある。成年後見制度利用支援事業については、市長・町長申立て以外の場合も対象とすることや所得・資産要件を設けないことなどを国は求めているため、当区域においても見直しの検討が必要である。

【課題】成年後見制度利用支援事業について、要綱の見直しが必要である。

虐待等による権利侵害があった場合、市町村には、老人福祉法第 11 条等の措置の権限を用い適切に対応するとともに、成年後見制度の市町村長申立の適切な実施が求められている。

過去の市長・町長申立ての実績は、表２−３のとおりである。２０１８（平成３０）年は尾張北部権利擁護支援センター設置をきっかけに、市長・町長申立てが増えている。岩倉市においては、一人暮らし高齢者、身寄りのない高齢者が多く、人口に比して、市長申立てにつながることも多いと考えられる。

【課題】市長申立て・町長申立てが適切に行われているかの確認ができていない。（評価する場がない）

表２−３　市長・町長申立ての実績

市町村名	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
小牧市	1	2	10	5	2
岩倉市	5	4	8	4	6
大口町	0	0	1	0	0
扶桑町	0	0	0	0	1
区域合計	6	6	19	9	9

※各年度実績

（4）家庭裁判所の役割と連携に向けた取組

国において、行政・福祉と司法との連携のあり方についてはさらに検討を進められて

いるところであるが、中核機関として期待されている後見人等の指導・助言等に関連して、今後、情報交換等の連携を強化することが求められる。

（5）専門職団体の役割と連携に向けた取組

尾張北部権利擁護支援センターにおいては、適正運営委員会を通じて専門職との連携はできているが、必ずしも当該専門職団体との連携になっていない。

（6）新たな連携・協力体制の構築

国は、身寄りのない人等への生活支援等サービス（簡易な金銭管理、意志決定支援に関する取組、その他各種の生活支援サービス）、身元保証など公的な制度の隙間を埋める取組がなされているが、一部に運営方法等が不透明であるとの指摘があるとして、誰もが安心して利用できるような取組を検討していく必要があるとの認識である。

各地の社会福祉協議会等にあっては、安心事業として新たな取組をはじめているところがあり、当区域内でも事業化の検討が望ましい。

【課題】身元保証や生活支援にかかる新しいサービスについて、検討が必要である。

第２項　本人のための成年後見制度の運用改善等

中間とりまとめの大きな柱のもう一つが、「本人のための成年後見制度の運用改善等」であり、項目としては、「1　高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透」、「2　適切な後見人等の選任・交代の推進等」、「3　任意後見・補助・保佐の利用促進等」の３点が掲げられている。

（1）高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透

意思決定支援については、各種マニュアル等が提供されているが、まだまだ研修等の実施は国・都道府県において実施されるレベルであるので、今後、尾張北部権利擁護支援センター等が中心になり、地域での研修機会を広げていく必要がある。

（2）適切な後見人等の選任・交代の推進等

国において検討中であり、方針が明確になれば中核機関を中心に対応していく必要がある。

（3）任意後見・補助・保佐の利用促進等

後見類型に偏重されている制度運用をあらため、より本人の意思を尊重しやすい仕組みにシフトしていくことが求められている。

任意後見制度については、公証役場がキーとなるが、現時点で尾張北部権利擁護支援

センターとは連携する場面が限られており、今後連携を深める必要がある。

　また、任意後見制度の受け手として、国は、社会福祉協議会を例示している。

第４章　当区域における権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築の取組

第１章は、現状を確認し、第２章、第３章は、国の次期計画の検討内容にそって、当区域の実施状況を確認しました。第４章は、「では、これから何に取り組んでいけばいいのか」がテーマです。みなさんと下記の内容について話しあってください。

第４章　当区域における権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築の取組

第１節　当区域における課題の整理と必要な取組

話し合いのテーマ１（１５分）
「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク構築」のために、課題はなんですか。

事務局では、当区域の課題は、先ずはつぎの３点かなと考えていますが、みなさんのお考えをお聞かせください。
①連携がまだまだたりない分野がある（司法、医療、地域）
②成年後見制度の担い手不足解消への取組（市民後見人、法人後見、後見人支援）
③身元保証や生活支援のニーズに対する新しい仕組みの開発
④・・・
⑤・・・
⑥・・・

（話し合いテーマ１の共有　５分）

第２節　広域であることを生かした取組と地域に密着した取組

話し合いのテーマ２（１０分）
「広域であることを活かした取組」、「地域に密着した取組」との視点で、何ができそうか、何をやりたいか、みなさんのお考えをお聞かせください。

（話し合いテーマ２の共有　５分）

第３節　地域連携ネットワークを推進するための行政・専門職団体・地域・中核機関の役割と連携

話し合いのテーマ３（１０分）

地域連携ネットワークを推進するために関係する行政・社会福祉協議会・事業所・専門職団体・地域（民生委員・老人クラブ・当事者団体）・中核機関などさまざまな関係者のなすべきことをあげてください。

（話し合いテーマ２の共有　５分）

委員長講評（１０分）

第４節　尾張北部権利擁護支援センターの中核機関としての役割と新しい事業への取組

第５章　計画の推進体制

第１節　育てていく計画

利用促進計画にかぎらず、計画策定は、将来推計数値を用いる場合もあるが、法制度、国の方針、各地の先行事例など、どうしても計画策定時点における知見によることにならざるをえない。

成年後見制度の運用の見直しだけでなく、国が掲げる目的である地域共生社会への取組も各分野にまたがるだけに、次々に、各分野から新しい考え方、手法が提言されていく。

したがって、本計画も、「育てていく計画」として、適宜、内容の見直しを図っていくものである。

第２節　実施計画としての尾張北部権利擁護支援センター事業計画

本計画は、当区域における権利擁護支援のあり方について、基本的な方向性を確認するものであることから、具体的には、尾張北部権利擁護支援センター事業計画により計画的に実行していくことになる。

尾張北部権利擁護支援センター事業計画は、形式的には、特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センターの理事会において決定されるものであるが、実務的には、事前に４市町による尾張北部権利擁護支援センター運営協議会において、予算も含めて事前に協議されるものである。また、次の地域連携協議会の意見も反映される。

第３節　進捗確認・推進の方法

本計画の進捗状況の確認は、（仮称）尾張北部権利擁護支援にかかる地域連携協議会（以下、「地域連携協議会」という。）を組織し、行う。

地域連携協議会の委員構成は、利用促進計画策定員会に準じたものとし、毎年度２回をめどに開催する。

地域連携協議会においては、計画の進捗状況の確認及び計画内容の見直しや新施策の提言を行っていくものとする。

巻末参考資料（添付省略）

1　小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会委員名簿

2　小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定にかかるアンケート調査報告について

3　尾張北部権利擁護支援センターの相談実績について